

センターの3本柱

青森県小児在宅支援センターは、小児在宅支援の拠点として、日常的に医療的ケアなどを要するお子さんやそのご家族がどこに住んでいても安心して生活できることを目指して、県内各地へ直接出向き、関係機関や市町村とも連携しながら支援に務めます。センターの機能は、以下の3つの柱から構成されます。

相談・支援

医療的ケア児等の生活に関する一般向け、関係者機関向けの相談窓口を設置しています。相談事例に対しては可能な限り現地へ直接赴いて課題解決に努めます。



人材育成

事業所等のスタッフに対する医療的ケア実技指導・助言に加え、医療的ケア児等支援者を対象とした各種研修会の企画・運営を行います。



調査・分析と情報発信

県内医療的ケア児支援等の実態調査をはじめ、医療的ケア児等の支援等に関する情報提供及び普及啓発を行います。



センターは令和3年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で示す医療的ケア児支援センターに位置付けるものです。

モットー

青森県では医療的ケア児等への支援がまだまだ乏しいのが実情です。ご相談に対しては簡単にはお答えできない課題がほとんどです。

「医療的ケア児等への支援が乏しい」ことは「医療的ケア児等に対する支援の経験者が少ない」ことを意味します。センターでは「支援者への支援」を通じて、県内の「支援の輪」を拡げることを目指しています。実際にご自宅や施設等に直接出向き（出向く）、関係機関との連携を図り、（つなぐ）、一人でも多くの支援者を増やして支援の場を増やしていく（創る（つくる））ことが、医療的ケア児等とそのご家族の生活を支えることになると信じています。

出向く つなぐ 創る

小児在宅支援センターでは、以上をモットーとして県内の医療的ケア児等支援の充実に努めます。

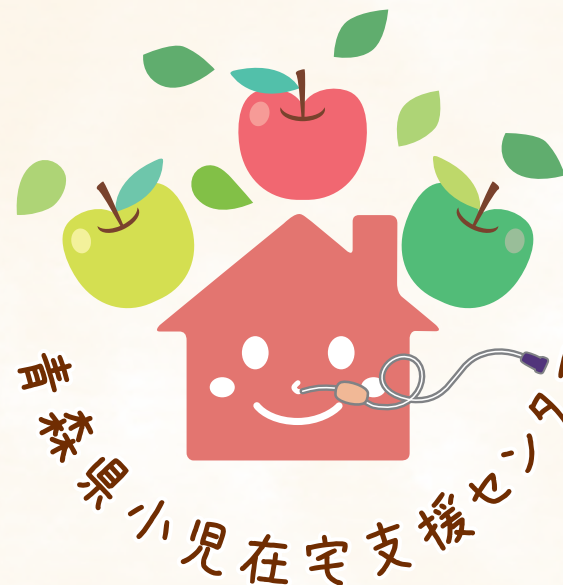
お問い合わせ

下記までお電話かメールにてご連絡ください。
メール：zaitaku_shienl@med.pref.aomori.jp
☎ 017-752-9678（月～金 9:30～16:30）



事業所・支援者からのご依頼に際しましては「青森県小児在宅支援センター業務に係る個人情報保護方針」を利用者に説明の上、センター支援の同意を得てください。

青森県立中央病院 青森県小児在宅 支援センター



<https://aomori-kodomo.jp/>

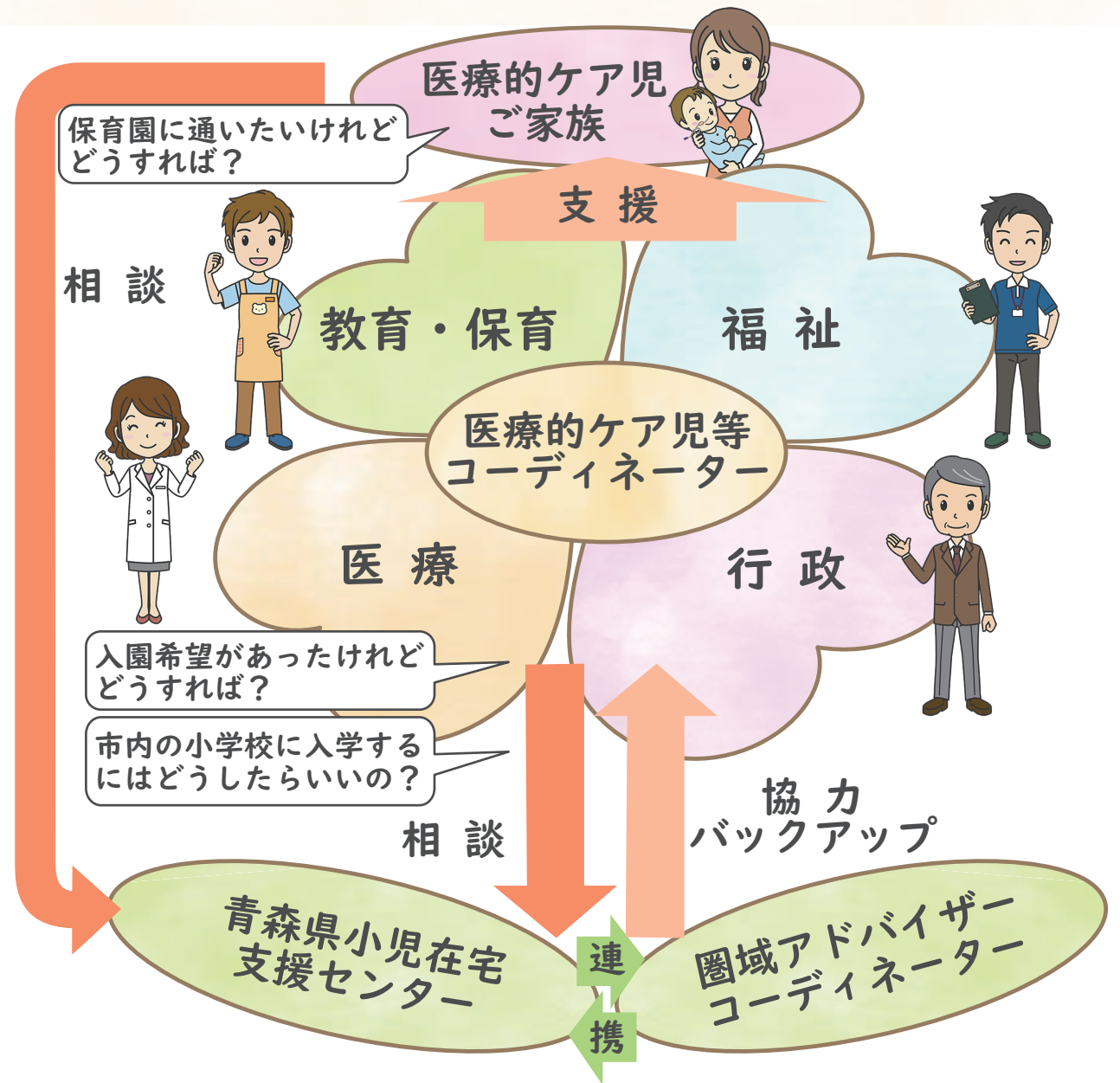
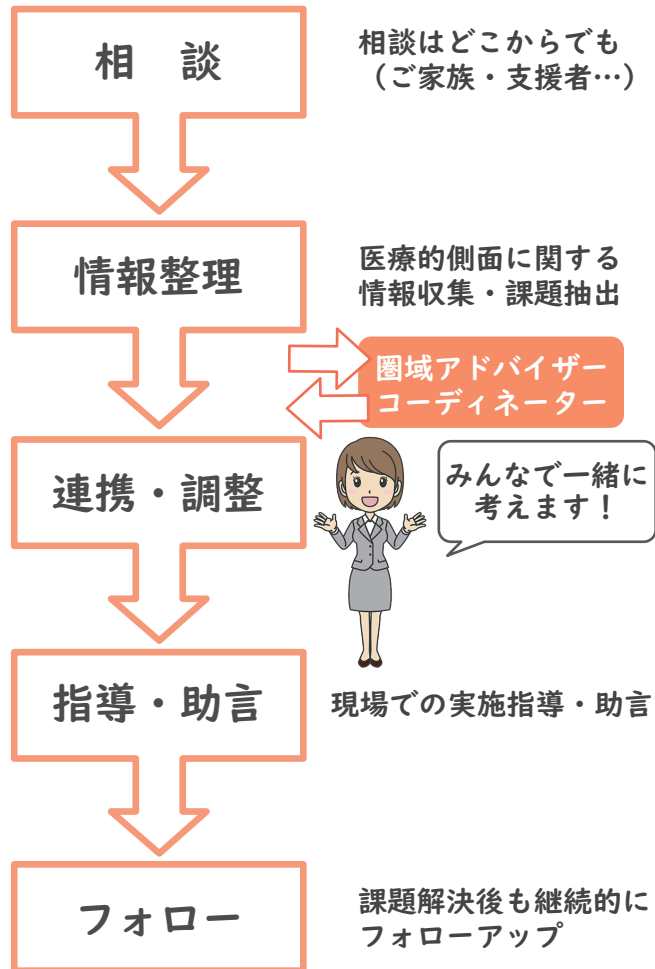
〒030-8553 青森県青森市東造道2丁目1-3
青森県立中央病院 敷地内

☎017-752-9678（月～金 9:30～16:30）
<https://aomori-kodomo.jp/>

相談・支援

医療的ケアなどを要するお子さんやご家族からの直接のご相談や、医療的ケア児等に関わる事業所や支援者からのご相談にも対応しています。解決に時間を要する課題も多いので、関係機関との連携を図りながら課題解決に向けての調整を行います。

相談から支援の流れ



- | | | |
|--|---|--|
| <p>Q. どこに相談すればいいですか？</p> <p>A. まず、電話相談窓口にお電話ください。現状をお聞きして関係機関と連携・調整をした上でその後の支援に関して検討し、進めていきます。</p> | <p>Q. 県病に受診していなくても大丈夫ですか？</p> <p>A. 大丈夫です。主治医の先生と小児在宅支援センターのスタッフが連携を図って進めていきます。</p> | <p>Q. 青森市から遠いのですが対応できますか？</p> <p>A. 青森県内でしたらどこでも対応します。青森市からの遠隔地では、オンラインを活用しながら対応する場合があります。</p> |
|--|---|--|